

とうおんし ひなんこうどうようしえんしゃ
東温市避難行動要支援者

しえんせいど てび
支援制度の手引き

ちいき ひなんしえん てび
(地域における避難支援の手引き)



平成30年7月

(令和5年12月改訂)

東温市

目次

はじめに.....	3
1章 避難行動要支援者支援制度	4
1. 避難行動要支援者とは.....	4
2. 避難支援等関係者とは.....	4
3. 東温市避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の提供.....	5
4. 地域の皆様へお願いしたいこと.....	7
2章 地域での支援の取り組み	8
ステップ1 支援に必要なことを確認する	8
1. 取り組みを始める際のポイント.....	8
2. 取り組みの進め方(参考).....	8
ステップ2 個別避難計画の作成	9
1. 準備.....	9
2. 作成時の流れ.....	10
3. 個別避難計画の記入例.....	11
ステップ3 個別避難計画の情報共有	13
ステップ4 訓練の実施	13
ステップ5 継続した取り組み	14
参考:平常時の活動例.....	15
3章 災害時の支援活動	17
1. 地域での支援活動の例.....	17
2. 具体的な支援のポイント.....	18
4章 資料	22
1. 支援制度に関する Q&A.....	22
2. 「救急医療情報キット」とは.....	28
3. ヘルプカードとヘルプマーク.....	30
4. 関係連絡先・参考資料.....	33
5. 様式.....	34

はじめに

東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害対策基本法が改正され、高齢の方や障がいのある方など、災害時に自らの力で避難することが難しい「避難行動要支援者」に対し、名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難支援策が見直されました。

【法に定められた事項】

- ・ 避難行動要支援者の名簿を市が作成し、必要な個人情報を利用すること
- ・ 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から避難支援等関係者（区・民生児童委員・消防団等）へ情報提供すること
- ・ 災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を支援に携わる関係者に提供できること
- ・ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市においては名簿情報漏えいの防止のため必要な措置を講ずること

市では、「東温市地域防災計画」を改正するとともに、「東温市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」を策定し、市の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにし、さらなる避難支援のための体制整備に取り組むこととしました。

また、地域における日頃からのつながりが重要なことから、「誰もが住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、いきいきと暮らせるまち」の実現に向けて取り組みを推進しています。

近く発生が危惧されている、南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生時には、行政自身も被災し、発災後しばらくの間、行政支援（公助）が受けられない可能性があります。そのような場合には、家族や地域住民が自発的に避難行動を行ったり、地域コミュニティで助け合って救助活動、避難誘導、避難所運営を行うこと（自助・共助）が重要になります。

この手引きは、地域の皆さんが平常時から話し合っただき、支援体制づくりを進めるための参考として取りまとめました。

1章 避難行動要支援者支援制度

1. 避難行動要支援者とは

高齢者、障がい者等、災害時に特別に配慮を有すると考えられる方のうち、自分で避難することが困難で、迅速な避難に特に支援が必要な方のことをいいます。

※平成27年度までは災害時要援護者という名称が使われていましたが、法改正にあわせて用語を変更しています。）

【避難行動要支援者の範囲】

市地域防災計画及び避難行動要支援者支援プランにより、次の方を対象としています。

- ① 75歳以上の高齢者（独居高齢者、ねたきり高齢者、高齢者のみの世帯の者）
- ② 介護保険制度における要介護3～5と認定された者
- ③ 身体障がい者（身体障害者手帳1～3級）
- ④ 知的障がい者（療育手帳所持者）
- ⑤ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1～3級）
- ⑥ 指定難病医療受給者（既認定の重症患者含む）
- ⑦ その他、災害時の自力避難に不安を抱く者で市長が必要と認めた者



※施設入所や長期入院の方は対象外となります。

自力避難に不安のある方は、市社会福祉課又は市社会福祉協議会へご相談ください

2. 避難支援等関係者とは

避難行動要支援者の避難支援等に関わる団体のことをいいます。

- ・区、自主防災組織 ・民生児童委員
- ・消防団 ・松山南警察署 ・社会福祉協議会

※地域等で、個別に要支援者の支援に関わる方を「協力員」といいます。

【ここが重要！】

避難支援等関係者及び協力員は、**自らやその家族の安全確保を最優先として、可能な範囲で**要支援者の避難支援を実施するものです。

避難支援等関係者や協力員は、善意と地域の支え合いの精神に基づき避難支援を行うものであり、**避難支援ができない場合において、責任を負うものではありません。**

3. 東温市避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の提供

地域の皆様の共助による支援を行うため、避難行動要支援者の方を日頃から把握できるように、基本情報となる名簿を提供しています。

平常時から提供する名簿には、対象者のうち個人情報の外部提供に同意された方のみが掲載されています。

【ここが重要！】

名簿（及び個別避難計画）を提供した支援者に対しては、**法律により守秘義務が課せられます。**

提供時に市から支援者へ十分に説明のうえ、「**受領書兼誓約書（⇒P.33）**」を提出いただいたうえで、**厳重に管理**いただきます。

不同意の場合にも、**災害発生時には必要な範囲で情報提供**される場合があります。

東温市避難行動要支援者名簿

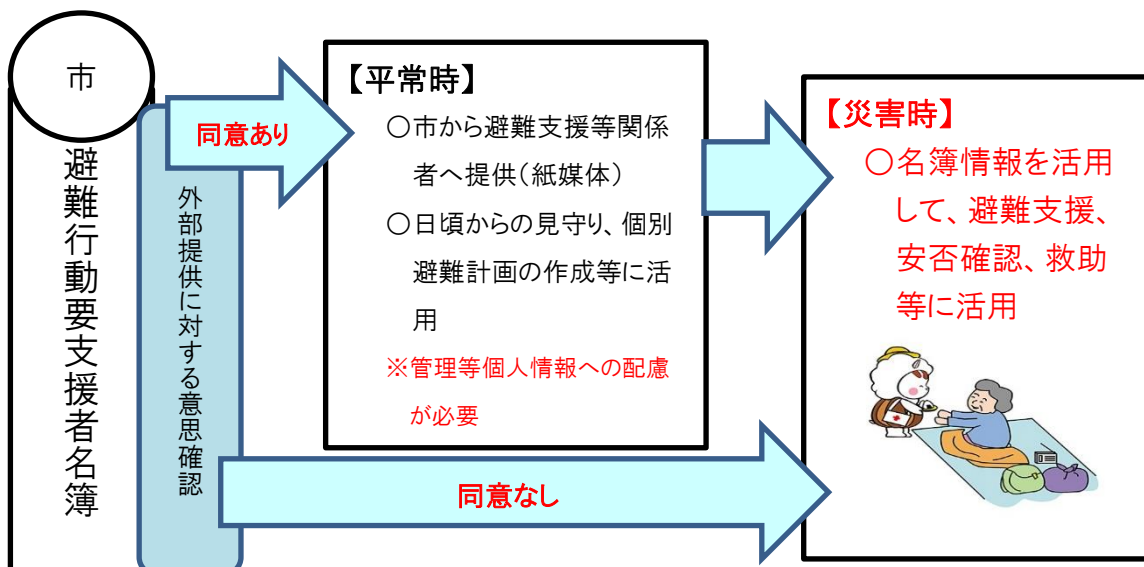
地区名:

NO	氏名 カナ	性別 生年月日 年齢	電話番号1	電話番号2	住所	支援を必要とする理由							個別 計画	情報登録日	
			FAX			高齢	介護	身体	精神	療育	難病	要保護 その他		情報更新日	
1	東温 太郎	男	964-2001	000-0000-0000	東温市見奈良530番地1	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						有	H30.3.1
	トウオン タロウ	S.16.9.21 (76)				ひとり暮らし									
2	社協 花子	女	955-5535	(長男)111-1111-1111	東温市田窪300番地2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	無	H30.3.1	
	シヤキョウ ハナコ	S.6.9.21 (86)				ねたきり									H30.7.1
3															
4															
5															
6															

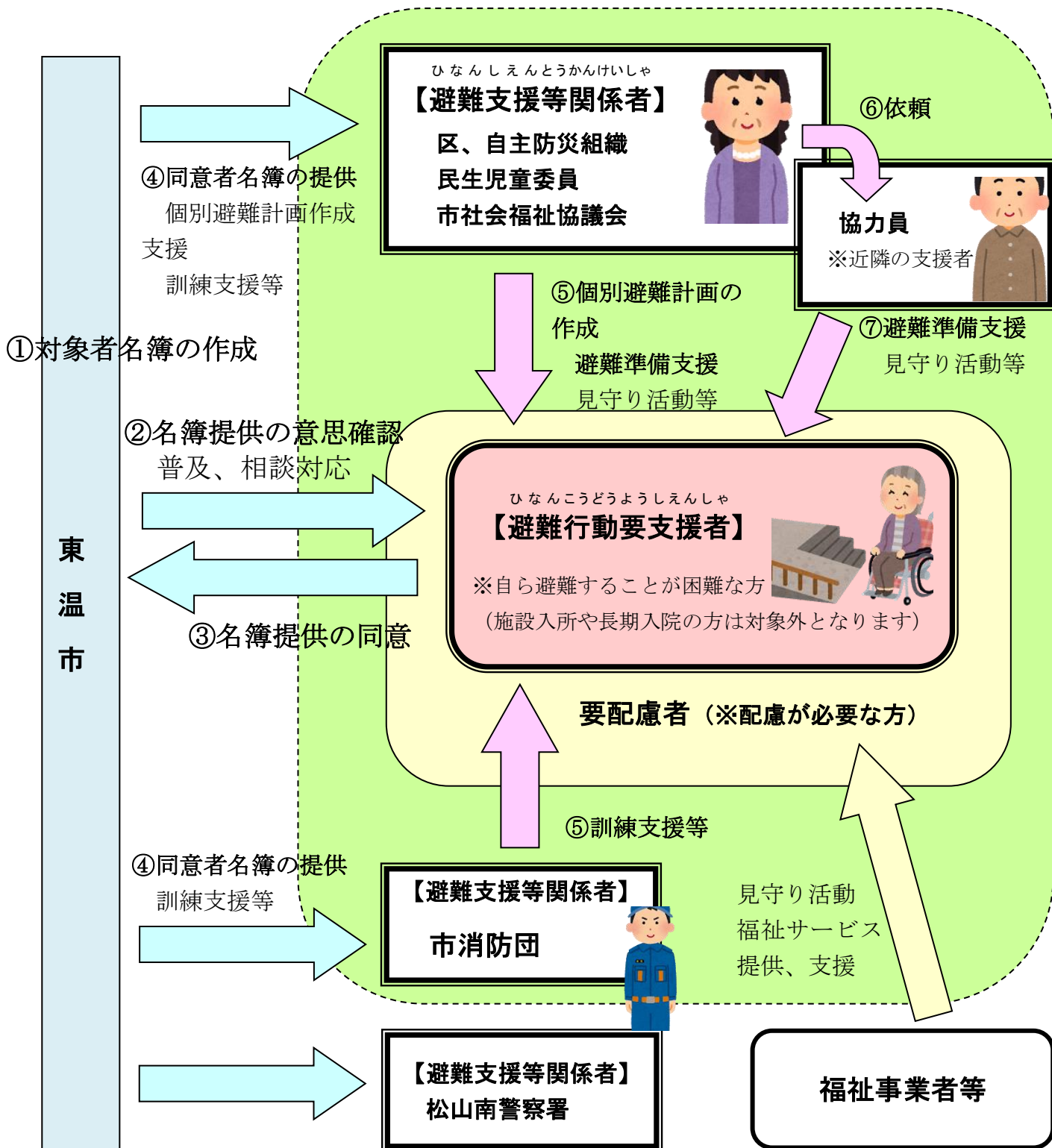
避難行動要支援者名簿には、次の情報が登録されます。

氏名 生年月日（年齢） 性別 住所 電話番号 緊急連絡先
避難支援が必要な理由（要件）

【名簿提供の流れ】

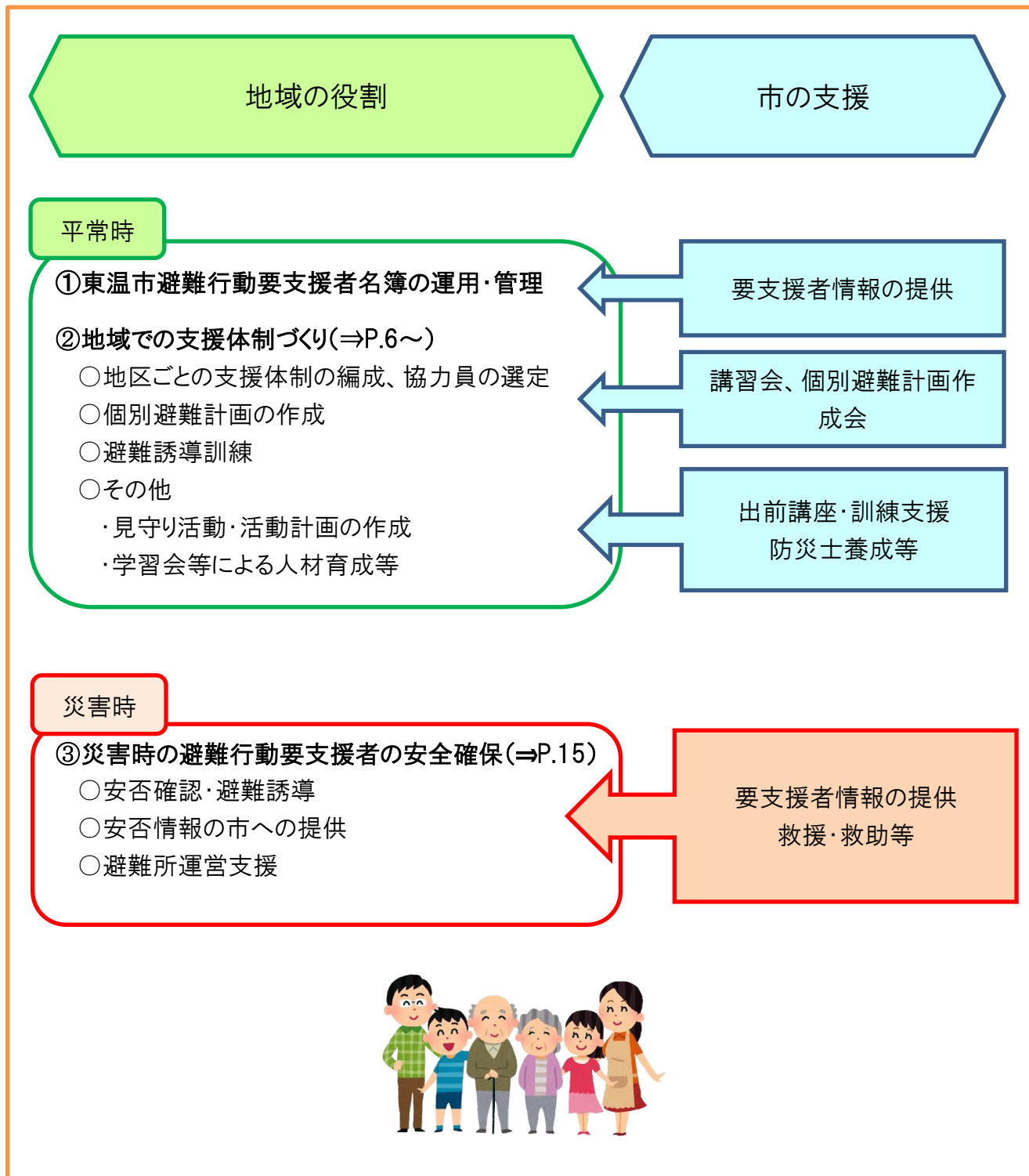


平常時の名簿提供と支援の流れ



4. 地域の皆様へお願いしたいこと

地域の皆様には、災害時の避難行動要支援者の方に対する安全確保のほか、平常時から地域活動等を通じて、避難支援体制づくりを進めるための各種役割をお願いしています。



2章 地域での支援の取り組み

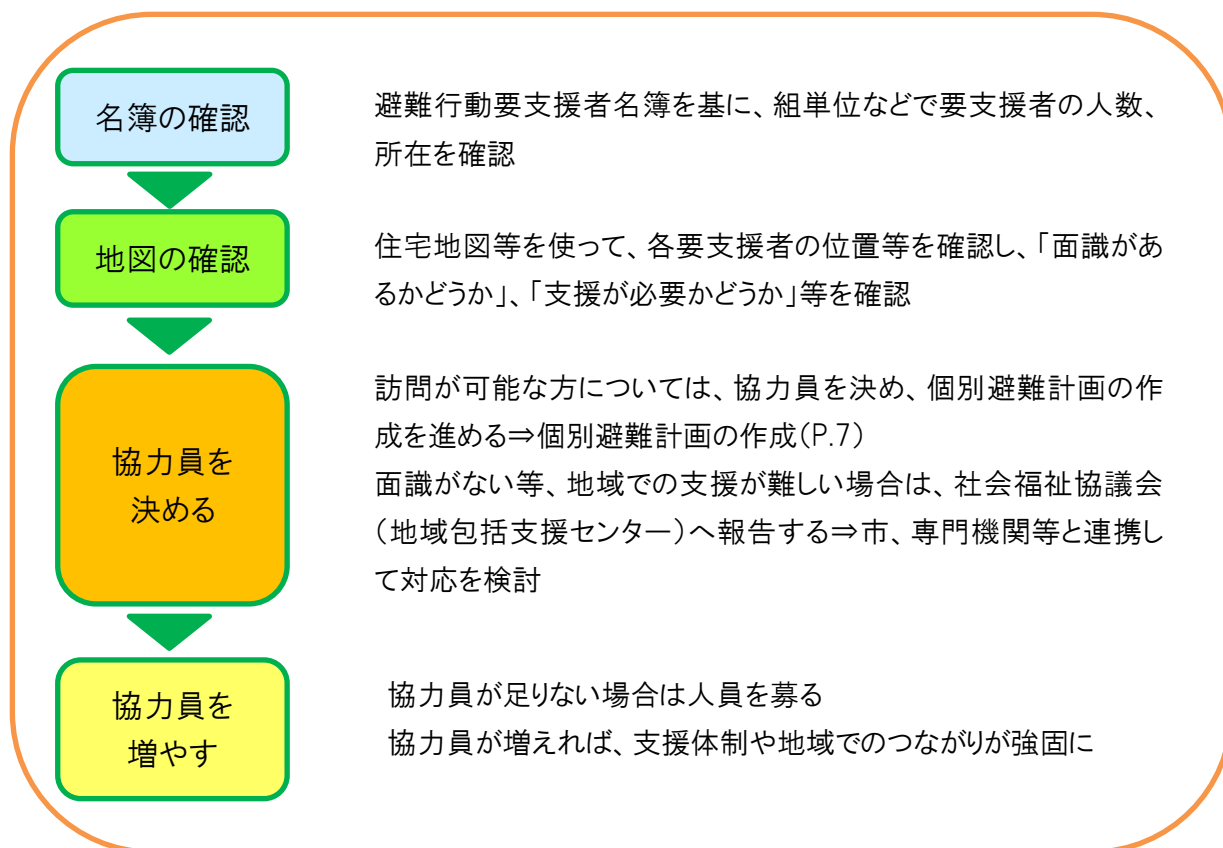
ステップ1 支援に必要なことを確認する

1. 取り組みを始める際のポイント

- ①地域内の災害危険箇所や災害時の被害想定区域などを確認しておく。
- ②避難支援等関係者(区・自主防災組織、民生児童委員、消防団等)で情報を共有する。
- ③支援体制づくりの手順を理解する

2. 取り組みの進め方(参考)

避難行動要支援者(以下「要支援者」と記載)の確認



取り組みを進めるために～その1～

地域のご希望に沿って、市や市社会福祉協議会の担当者が、制度の内容や取り組みの推進についての講習会等を実施します。



ステップ2 個別避難計画の作成

1. 準備

協力員が決まったら、要支援者及び家族への聞き取りが必要となります。

聞き取りをする人(要支援者と面識のある方など)と記入する方など、役割分担を決めておきます。

聞き取りを実施する方法は、以下の2つの方法が考えられます。

●戸別訪問

近所の方を中心に要支援者宅を訪問し実施します。

良い点…個人的な状況が話しやすく、スケジュールの調整も比較的容易です。
ご自宅の状況なども確認ができます。

悪い点…訪問、聞き取りに時間がかかるおそれがあります。

●作成会の実施

要支援者の方を集会所等に招き会場で実施します。

良い点…一度に複数の方を呼ぶことができます。
複数の支援者で相談することもできます。

悪い点…足の悪い方は参加が難しいことがあります。
プライバシーの保護に配慮が必要です。



【注意点】

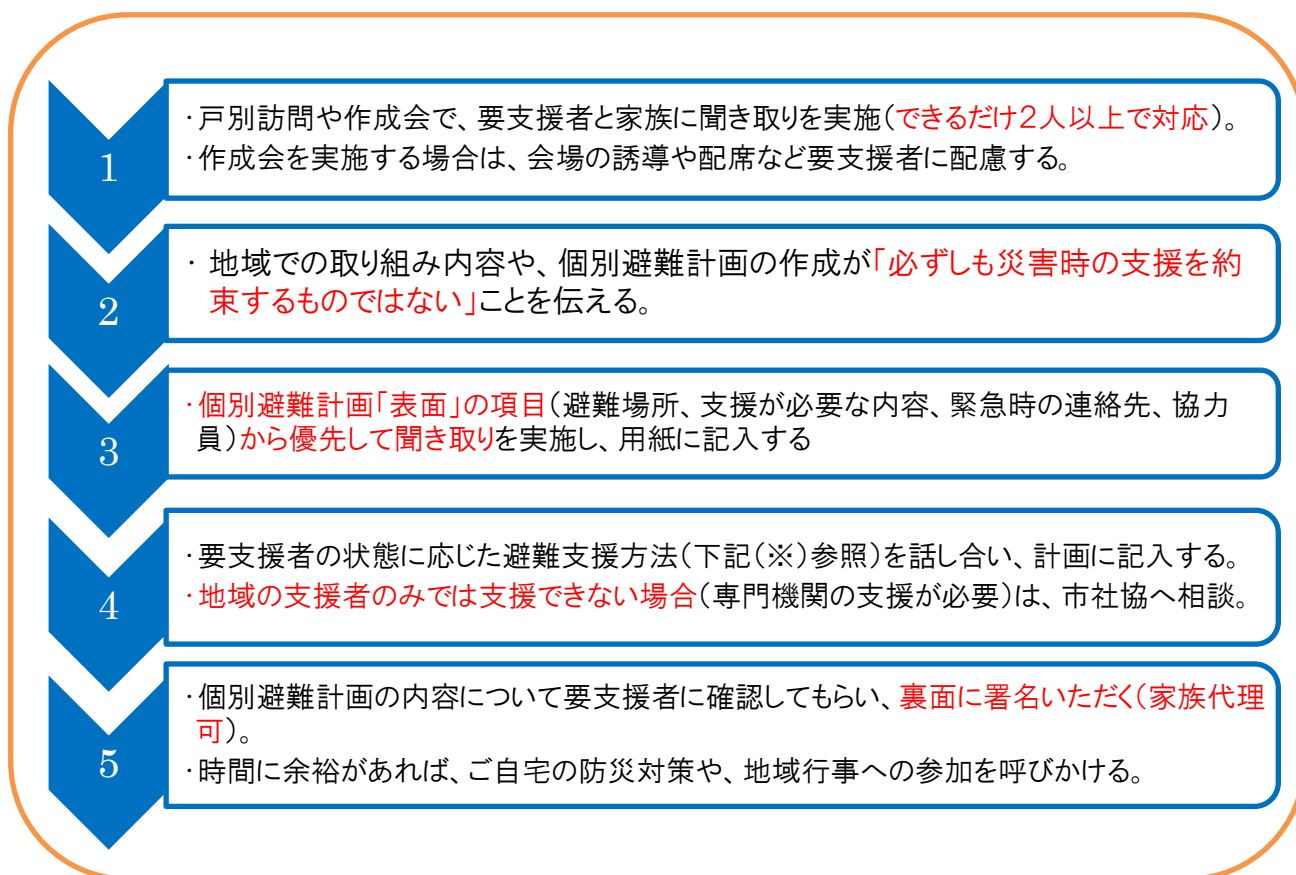
- ・地域での取り組みについて、事前に回覧などを利用して周知します。
- ・要支援者へ事前連絡の際には、目的や日時、訪問者名等を伝え、ご承認をいただきます。
- ・ご家族が同席いただける場合は、できるだけ同席いただけるよう調整します。
- ・個別避難計画は、市から提供した用紙(氏名等が印刷されているもの)を準備します(紛失等の無いよう十分に注意してください)。

取り組みを進めるために～その2～

個別避難計画作成会を実施可能なモデル地区を募集しています。
実施に当たっては、市と市社会福祉協議会が支援いたします。

2. 作成時の流れ

下記の例を参考に、要支援者の個別避難計画に記入をしていきます(記入例⇒P.9)



※要支援者の具体的な支援方法の例は、「具体的な支援のポイント(P.16～)」を参考にしてください。

【ここが重要！】

個別避難計画は名簿に記載のある要支援者すべてに、ただちに作成しなければならないものではありません。

要支援者の身体・家族の状況や地域の支援内容にあわせて、早めに対応が必要と思われる支援者を中心に、必要な項目から記載してください。

(例1) 要介護や障がい等で避難に支援が必要な方

緊急時には複数の協力員が必要となるため、優先的に個別避難計画を作成する。

(例2) 日中独居等で情報が入手できれば避難行動がとれる高齢者など

緊急時にできるだけ早く安否確認ができるよう連絡先等を確認しておく。

3. 個別避難計画の記入例

市が確認した情報を印刷済

写真は任意で登録

東温市避難行動要支援者 個別計画

■情報登録日:平成30年 3月 1日		■情報更新日:平成30年 4月 2日		No.				
ふりがな 氏名	トウオン タロウ 東温 太郎	性別	男					
生年月日	昭和16年 9月 21日	76歳	血液型	O型				
住所	〒791-0211 東温市見奈良530番地1							
行政区	見奈良 () 組	対象区分	高齢ひとり、身体					
電話	964-2001	携帯	000-0000-0000					
FAX	964-1609	メール						
写真								
世帯構成	①	続柄()	④					
	②	続柄()	⑤					
	③	続柄()						
避難場所	①	中央公民館広場	①	中央公民館				
	②		②		<input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震			
避難時に 支援が 必要な内容	(あてはまるものすべてに☑をつけてください) <input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞こえにくい) <input type="checkbox"/> ものが見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input checked="" type="checkbox"/> 危険かどうか判断できない <input type="checkbox"/> その他 ひとり暮らしのため避難の判断が難しい。 車いすを使用しているため、避難時には介助が必要。							
緊急時の 連絡先	①	氏名	東温 一郎	続柄(子)	電話	964-〇〇〇〇	FAX	
		住所			携帯	090-x x x x-x x x x	メール	
	②	氏名		続柄()	電話		FAX	
		住所			携帯		メール	
民生児童委員	氏名	民生 鳩子		電話	964-△△△△			
協力員	①	氏名	重信 大助		電話	964-□□□□	FAX	
		住所			携帯		メール	
	(支援内容等) 安否確認、車いす介助							
	②	氏名	見奈良 福子		電話	955-◇◇◇◇	FAX	
住所				携帯		メール		
(支援内容等) 安否確認、車いす介助								
関係機器 設置状況	<input checked="" type="checkbox"/> 救急医療情報キット <input type="checkbox"/> 緊急通報装置 <input type="checkbox"/> その他()							

【重要】避難場所

防災マップ等を確認し、地域で決めている集合場所や市の指定避難場所を記入する
 ※土砂災害や、浸水被害の想定がある場合は、災害の種別ごとに避難場所を記入

赤枠内についてはできるだけ聞き取り記入する

支援事業所	居宅支援事業所〇〇	電話	955-〇〇〇〇
利用サービス	ケアマネジャー(担当:〇〇) 週に1回、介護支援事業所〇〇〇のヘルパーが訪問している。		

かかりつけ 医療機関①	〇〇内科	電話	964-△△△△	治療中 疾患	高血圧
	(備考)月に1回通院				
かかりつけ 医療機関②		電話		治療中 疾患	
	(備考)				
お薬手帳	有・無				
その他 留意事項					

過去の訪問日①		訪問者	
過去の訪問日②		訪問者	

特記事項	
------	--

記載事項と重要事項(下枠内)を確認し、本人又は家族に署名をいただく。



私は、上記事項を個別計画として登録し、災害時の避難支援のため、地域の避難支援等関係者(区・自主防災会、民生児童委員、消防団、警察、社会福祉協議会、市役所、消防)へ情報提供がされることに同意します。

※但し、この登録により、災害時に必ずしも避難支援がされることが約束されるものではありません

平成 30年 8月 1日

本人氏名 東温 太郎

代理人氏名

ステップ3 個別避難計画の情報共有

1. 個別避難計画作成後、要支援者本人と協力員及び避難支援等関係者が共有する。
※本人の保管用に「救急医療情報キット」(資料 P.26)を活用する。
2. 市社会福祉協議会へ個別避難計画を提出する。
3. 市から提供する避難行動要支援者名簿に記載の無い方から申し出があった場合は、「東温市避難行動要支援者登録申請書(資料 P.35)」を市へ提出する。
4. 提出された個別避難計画は、市社会福祉協議会で入力し、名簿更新にあわせて支援等関係者に情報提供します。

【ここが重要！】

作成した個別避難計画は個人情報のため、名簿とともに厳重に管理し、盗難、紛失、情報流出に十分に注意してください。

ステップ4 訓練の実施

個別避難計画を作成したら、実際の災害を想定した支援訓練を実施するなど、支援体制の検証をしましょう。

(訓練例1)情報伝達・安否確認訓練

区長や防災役員、協力員等の役割を確認しながら、実際の災害時を想定して、情報を電話や訪問などの伝達手段を用いて情報を伝えるなど、要支援者の安否確認訓練。

(訓練例2)要支援者を交えた避難訓練

個別避難計画の協力員の協力を得ながら、実際に避難する避難場所や避難所までの避難誘導等を行う訓練。

※避難支援にあたって、車いすや担架の利用など安全に実施するための事前の準備が必要です。外出が困難な方は無理な参加は避け、情報伝達の実施や図上訓練を活用する方法もあります。

取り組みを進めるために～その3～

地域での訓練の実施内容の検討や講師派遣について、市や消防署、市社会福祉協議会等で支援を行います。



ステップ5 継続した取り組み

1. 市から提供する名簿の更新にあわせ、ステップ1～4の手順を参考に、情報の更新や追加を行います。
2. 既に作成した個別避難計画についても必要に応じて更新し、変更がある場合には市社会福祉協議会に提出します。

防災役員や協力員等の変更時にも引継ぎができるように、取り組みについての基本的なルールなどを取りまとめておくとい良いでしょう。

「地区防災計画」など自主防災組織の活動計画とあわせて、計画的に取り組みを進めていくことも重要です。

年間活動計画(例)

	地域での支援活動スケジュール(例)	市(変更有)
4	<ul style="list-style-type: none"> ●防災役員・協力員の変更 ●地域勉強会の実施 	
5		出前講座
6		
7	<ul style="list-style-type: none"> ●名簿確認 ●協力員の決定、個別避難計画作成準備 	更新名簿の提供
8		
9	<ul style="list-style-type: none"> ●個別避難計画の作成、とりまとめ ●訓練の企画・準備 ●訓練の実施 	個別避難計画作成支援
10		訓練支援
11		市防災訓練(予定)
12		
1	<ul style="list-style-type: none"> ●市社会福祉協議会へ、個別避難計画の提出 ●次年度の予定、組織の見直し 	個別避難計画とりまとめ
2		
3		

参考：平常時の活動例

支援等関係者 区分	活動例
要支援者本人 その家族等	<ul style="list-style-type: none"> ・区(組)や民生児童委員等、地域の方と良好な人間関係を築くよう努め、災害時の避難の内容について事前に話し合っておく。避難に支援が必要な場合は、地域の支援者等へ協力を依頼する ・災害に備えて、家屋の耐震化、家具の転倒防止やガラスの飛散防止など自宅で被害にあわないよう対策をしておく ・防災マップなどを活用し、自分の住んでいる地域の災害の危険性や災害が起こったときの安全な避難経路、避難先を確かめておく ・避難するときの非常持ち出し品や備蓄食糧等の準備をしておく。既往症のある人は、災害時かかりつけの医療機関に行けなくなった場合の対処方法について確認しておく(常備薬等も準備しておく) ・ラジオやテレビ、防災行政無線など、災害時の情報収集手段を確認しておく ・防災訓練等に積極的に参加する
区 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の情報集約や地域活動の総括・支援を行う ・地域住民に対する防災啓発を行う ・地域の災害時の体制づくりを行う(班体制整備、緊急連絡網の整備等) ・要支援者の見守り体制強化に努める(要支援者の訪問・防災訓練の実施等) ・地域で連携し、支援にあたる協力員の選定や個別避難計画の作成を行う ・防災資機材や地区防災マップなどを整備する
協力員 近隣住民	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者及び家族等と良好な人間関係を築くよう努め、災害時に協力して避難等ができるよう事前に話し合っておく ・災害時の避難情報等の入手手段を確認しておく ・地域の防災訓練等に積極的に参加し、要支援者への情報伝達や避難方法など、災害時の行動を確認しておく
東温市民生児 童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の見守り活動の中心的立場として、地域と連携し要支援者の見守りを行う(要支援者の訪問等) ・区及び自主防災組織と協力し、避難にあたる協力員の選定や個別避難計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて要支援者への情報の伝達や避難方法など、災害時の行動を確認しておく。 ・民生児童委員同士の連携、協力体制を確認しておく

東温市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携し、避難支援に関する体制づくりの検討・支援を行う ・地域の防災訓練に参加し、要支援者の避難誘導や安否確認訓練等の協力、支援を行う ・近隣の要支援者の見守りを通じ、区や民生児童委員へ情報提供等を行う
松山南警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・交番の活動等を通じ、各地区の要支援者の把握に努める ・災害時に迅速に支援活動を行えるよう、体制整備を行う ・市や地域が実施する訓練への協力、支援を行う
東温市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市から委託を受け、名簿情報の取りまとめを行う ・避難行動要支援者制度の周知を行う ・地域での避難支援体制づくりを支援する ・地域や専門機関と連携し、要支援者の見守りや個別避難計画の作成を支援する
東温市 東温市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者制度の周知を行う ・避難行動要支援者名簿を整備し、要支援者へ外部提供の同意確認を行う ・同意を得た名簿を避難支援等関係者へ提供する ・地域での避難支援体制づくりを支援する ・地域で実施される防災訓練等の活動を支援する ・個別避難計画の作成を支援する ・関係機関と協力し、災害時の要支援者支援体制の強化に努める

要支援者の支援活動は、協力員や避難支援等関係者だけでできるものとは限りません。福祉事業者や企業など、地域に関わりのある機関・団体と防災訓練や地域の行事などを通して支援ネットワークづくりを進めましょう。

この取り組みは・・・

誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるよう、人と人がつながり支え合うための取り組みです。

困ったときに支え合う「顔の見える関係づくり」とお互いを認め合い支え合う「共に生きる地域づくり」がとても重要になります。



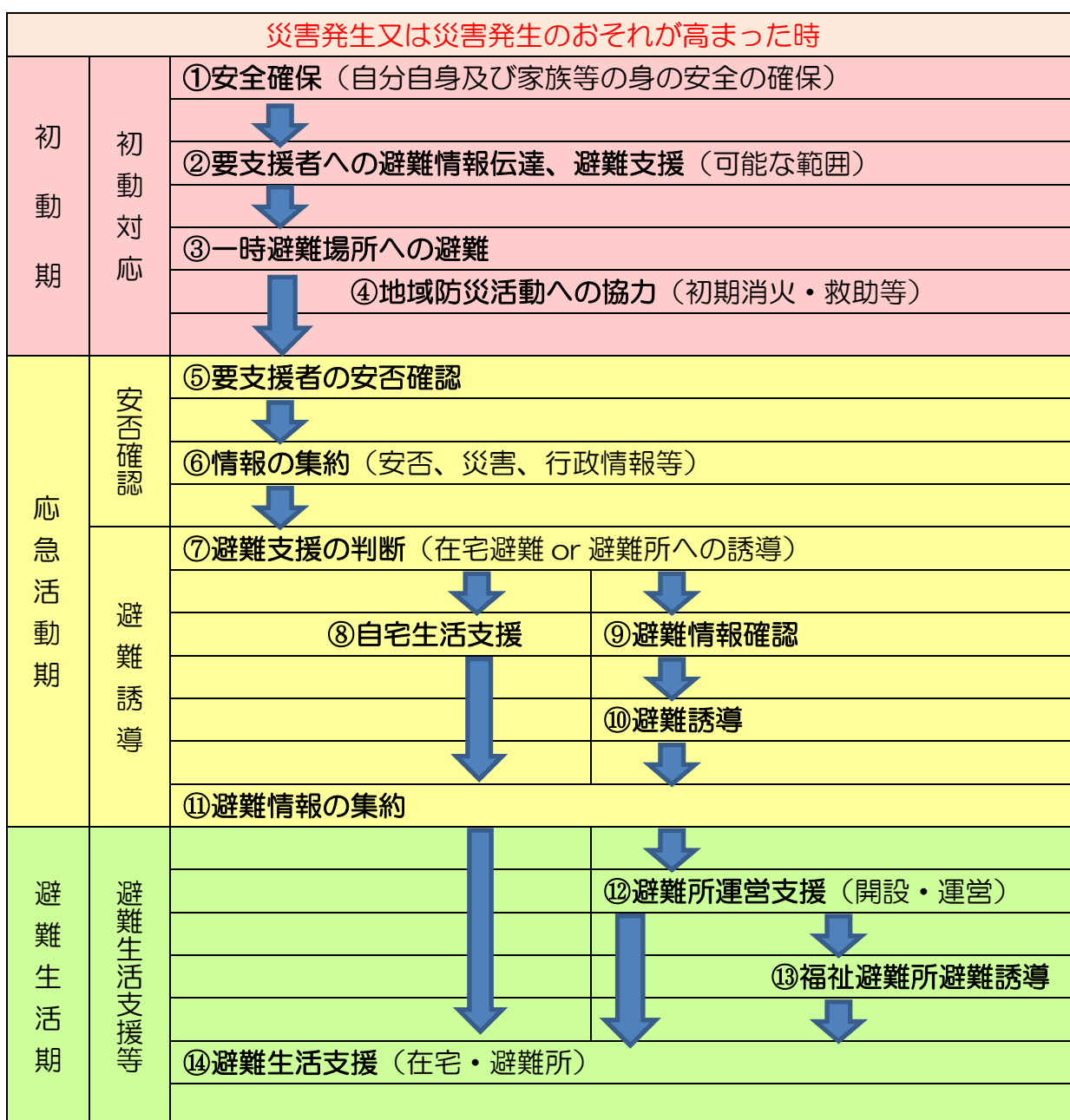
3章 災害時の支援活動

災害が発生した場合又は災害発生のおそれが高まった場合、まず自分自身と家族等の安全を確保します。

事前に検討した個別避難計画の内容により、可能な範囲で要支援者の支援等を行います。

※風水害や地震など災害の種別や被害状況によって、避難先等の状況が異なりますので災害状況に応じた対応が必要です。

1. 地域での支援活動の例



2. 具体的な支援のポイント

支援のポイント(高齢者)

区分	ひとり暮らし 高齢者のみの世帯	ねたきり・要介護	認知症
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・運動機能やバランス機能が低下している場合があります ・地域とのつながりが希薄になっている場合があります ・家族の支援を受けることが難しい場合があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難ができません ・何らかの支援、付き添いが必要となります ・自分の状況を伝えることができない場合があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険を判断し行動することが困難な場合があります ・自分の状況を伝えることができない場合があります
避難支援のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の情報伝達を行ってください ・避難誘導などの支援には、状況を伝えながら安全に避難しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の支援者の確保が必要な場合があります ・ストレッチャーなどの移動用具を確保することが必要になります ・確保が困難な場合は、背負ったり、応急担架等による避難を検討しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要です ・できるだけ落ち着かせて、手を引くなどして避難しましょう
避難所での配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態に配慮し、適度な運動等ができるスペースの確保に努めましょう ・トイレに行きやすい場所に避難スペースを設けましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすやストレッチャーなどの確保に努めましょう ・介護が必要な場合は、ヘルパー等の協力を求めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な環境の変化に対応できない場合がありますので、できるだけ家族等と一緒に精神的な安定を図るよう努めましょう ・徘徊等の症状がある場合は周囲の人にも見守りをお願いしましょう



支援のポイント(身体障がい者)

区分	肢体不自由	視覚	聴覚・音声 ・言語	内部障がい
特徴	<p>(上肢)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷物を持ち運んだり、転倒時に体を支えることが困難です <p>(下肢・体幹・平衡機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力での歩行や素早い行動が困難です 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による情報の取得が困難です ・単独での歩行避難が困難又は配慮が必要です ・盲導犬を伴っている場合があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報の取得やコミュニケーション、視覚外の危険の察知が困難です ・緊急放送に気づきにくいことがあります ・外見からは障がいのあることが分りにくい場合があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に一定の制限がある場合があります ・医薬品や特殊な装具等が必要な場合があります ・外見からは障がいのあることが分りにくい場合があります
避難支援 のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難に支援が必要です ・車いす・杖などの補助器具の確保が必要です ・補助器具がない場合の対応を検討しておく必要があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達方法の確保が必要です ・個別のニーズに合わせた避難誘導への支援が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・文字情報等(FAX・メールなど)による情報伝達方法の確保が必要です ・視界外の危険の察知が困難なため、安全な避難に支援が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の障がいの状況に応じた避難誘導の支援が必要です ・医薬品や装具等持ち出し品の確認をしましょう
避難所 での配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の状況に応じた食事、トイレ、入浴など避難所生活における支援が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な導線を確保する必要があります ※壁づたいやロープを張った導線の確保など ・配布物や掲示板等の情報を伝えるなど配慮が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が取得しやすい場所(掲示板の近くなど)を確保する配慮が必要です ・掲示板、チラシなどでの情報提供をしましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事等に制限や配慮が必要な場合があります ・人工肛門、人工ぼうこう保有者に対応できるトイレの確保が必要になります

参考「愛媛県災害時障害者支援の手引き(平成28年2月)」

支援のポイント(知的障がい者・精神障がい者・難病患者)

区分	知的	精神	難病
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・状況の理解や判断が困難又は判断に時間がかかる場合があります ・意思表示が苦手であったり、急激な環境の変化に動揺が見られる場合があります ・外見からは障がいのあることが分かりにくい場合があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化に対応が困難で、たくさんの課題に直面すると混乱する場合があります ・服薬が必要な場合があります ・外見からは障がいのあることが分かりにくい場合があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病に起因し、知覚の遅れや活動の制限がある場合があります ・定期的な医療行為や投薬、装具が必要な場合があります ・外見からは障がいのあることが分かりにくい場合があります
避難支援のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくりと丁寧な説明を繰り返すなど、本人のペースにあわせた情報伝達や避難誘導の対応が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達や避難を促す際には、あいまいな表現を避け、本人のペースにあわせて具体的に説明することが必要です ・医薬品等の持ち出しの助言、確認を行いましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の状況に応じた情報伝達、避難誘導支援が必要となります ※医療機関との連携が必要な場合があるため事前の確認が必要です ・医薬品、装具等の持ち出しの助言、確認を行いましょう
避難所での配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・生活スペースの確保など、個々の状況に応じた生活支援が必要です ・できる限り専門スタッフの意見を聞き、周囲の理解促進に努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境になれるのに時間がかかり、緊張により疲れやすくなる場合があります ・専門スタッフによる見守りや相談、孤立防止のための周囲の理解が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の状況に応じた避難所での生活支援が必要です ・食事制限に配慮が必要な場合があります

参考「愛媛県災害時障害者支援の手引き(平成 28 年 2 月)」



支援のポイント(その他配慮が必要な方)

区分	乳幼児	妊産婦	外国人
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・欲求等を言葉で訴えることができず、一般的に介助が必要です ・危険を判断することは困難です ・免疫力が弱く、感染症や脱水症になりやすくなる場合があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠初期は外見上では分かりにくい場合があります ・妊娠後期は身動きがとりにくくなります ・精神的、身体的に不安定になり負担がかかりやすくなる場合があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語での情報収集や伝達が困難な場合があります ・地理や日本で発生する災害の知識が不十分な場合があります
避難支援のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と一緒に行動できるよう配慮が必要です ・保護者が複数の乳幼児を抱えて避難する場合には支援が必要な場合があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な避難に支援が必要な場合があります ・複数の乳幼児が一緒にいる場合には支援が必要になります 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの場合、情報が的確に伝われば自力で避難することが可能です
避難所での配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防や体温調整に配慮が必要です ・泣き声などによる家族の心理的負担を和らげる育児室等の確保が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な栄養が取れるよう配慮が必要です ・安心して授乳できるためのスペース等の確保が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語の理解が十分でない場合でも内容が把握しやすいように、簡単な言葉や絵、ジェスチャーなどで意思疎通を図りましょう



4章 資料

1. 支援制度に関する Q&A

【制度について】

Q 1 : なぜ避難行動要支援者支援制度が創設されたのですか？

A 1 : 平成 23 年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上りました。

他方で、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員の死者・行方不明者は 56 名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成が市に義務付けられました。

Q 2 : 災害時要援護者避難支援制度との違いは？

A 2 : 平成 27 年以前に実施していた災害時要援護者避難支援制度は、災害発生時において迅速な避難や救護が必要な方に対し、同意、及び手上げ方式で要援護者台帳を作成し、同意に基づき平常時から市および区、民生委員、市社会福祉協議会が情報を共有しておく制度です。

避難行動要支援者支援制度は、災害対策法に基づき市に名簿の作成が義務付けられており、市地域防災計画、及び市の避難支援プラン（全体計画）により定められた避難行動要支援者の対象者について、本人の同意の有無に関わらず（1）氏名（2）生年月日（3）性別（4）住所又は居所（5）電話番号その他の連絡先（6）避難支援等を必要とする事由（7）前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項を記載した名簿を作成し、避難支援体制の整備や災害発生時の避難支援や安否確認に活用する制度です。

Q 3 : 既に災害時要援護者台帳に登録している方の扱いは？

A 3 : 従前の災害時要援護者台帳に登録し、台帳（個別計画）を作成している方についても、新しい制度にご理解いただくため、名簿提供の同意確認を送付していますが、災害時要援護者台帳の登録時に地域への情報提供に同意をいただいていることから、名簿の提供に不同意の回答があった場合を除いて、避難支援等関係者へ名簿と台帳情報を提供します。

ただし、台帳に登録されている情報には古い情報も含まれることから、なるべく最新の状況を反映できるよう、情報の更新を推進していきます。

【名簿について】

Q 4 : 対象者はどうやって決めるのですか？

A 4 : 国のガイドライン（取組指針）や、他市町の状況、対象者数を踏まえて、**市地域防災計画、及び避難行動要支援者支援プラン**で規定されています。

Q 5 : 名簿の活用方法は？

A 5 :

（平常時）

市や地域の避難支援体制整備の検討に活用されます。

外部提供に同意いただいた方の名簿は、避難支援等関係者に提供され、個別の避難計画の作成などに活用されます。

（災害発生時、又は災害発生のおそれのある時）

市や避難支援等関係者の情報伝達、避難支援、安否確認に活用されます。

Q 6 : 避難行動要支援者名簿の提供先は？

A 6 :

（平常時）

外部提供に同意いただいた方の名簿のみ、避難支援等関係者（警察、消防団、区、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会）へ提供されます。

（災害発生時又は発生のおそれのある時）

市が必要な範囲を判断し、避難支援等関係者等に提供されます。

Q 7 : 名簿の外部提供に同意することで、必ず助けてもらえるのですか？

A 7 : 大規模な災害では、公共機関や避難支援者も被災することがあります。

名簿の登録で、必ずしも避難支援を受けられるとは限りません。

しかし、登録がないと地域での支援を受けるのがより遅れるなどの可能性があります。

また、支援を希望される方自身も、自分のことは自分で守るという意識を持って日頃から自宅の防災対策や周囲の方との積極的な関係づくりを心掛けてください。

【名簿情報の取扱いについて】

Q 8 : 名簿はどこに保管すればよいですか？

A 8 : 部外者が容易に持ち出したり、見ることができない場所に保管して下さい。
原則として地区の公民館や名簿管理者の自宅などで、鍵のかかる机や棚など施錠できる場所に保管して下さい。

Q 9 : 名簿管理者は代表者でなければならないのですか？

A 9 : 自主防災会の役員の方など、地域での支援体制構築のリーダーとなる方を名簿管理者とすることも可能です。名簿の受領の際に、管理者名で「受領書兼誓約書」を市へ提出いただくこととなります。管理者の変更があった場合にも改めて提出が必要です。

Q 10 : 名簿のデータ管理や複写は可能ですか？

A 10 : 名簿情報の紛失や漏洩などを防ぐため、データでの管理は禁止です。
複写が必要な場合は必要最低限の範囲とし、複数人で名簿を管理する場合（組ごとに名簿を管理する場合など）には管理者ごとに「受領書兼誓約書」を市へ提出ください。

Q 11 : 組に未加入の方の情報も提供されますか？

A 11 : 組に未加入の方の情報も地区単位で提供します。

Q 12 : 名簿は更新されますか？

A 12 : 年に1回程度の更新を予定しています。
提供済みの名簿と引き換えに更新した名簿をお渡しすることとなります。

Q 13 : 提供を受けた名簿情報はこういった活動まで利用が可能ですか？

A 13 : 名簿情報を利用した取り組みとして、災害発生時の避難支援等以外にも、訪問等による個別避難計画の作成や支援方法の検討など、災害時の支援活動に備える平常時の取り組みが含まれます。

個別避難計画の作成等を通じて平常時からの関係づくりを進め、本人の同意を得たうえで、地域での見守り活動等につなげていただくことも可能です。

当然、訪問販売や宗教勧誘など、避難行動要支援者支援の取り組みから逸脱した目的での利用はできません。

Q 14 : 受領した名簿の紛失や情報漏えい等が発生した場合どうなりますか？

A 14 : 提供された名簿は、**法律で要支援者支援の取り組み以外の目的に使用してはならないとの守秘義務が規定されております**。法律に守秘義務違反に対する罰則の規程はありませんが、故意による名簿情報の漏洩を行った場合は**損害賠償請求をされる可能性があります**。名簿情報の悪用は、名簿掲載者やその家族の生活を脅かすこととなりますので、**取扱いには十分に注意をお願いします**。また、万が一紛失や情報漏えいなどのおそれが判明した場合は直ちに市にご連絡ください。

【避難支援について】

Q 15 : 避難行動要支援者の支援は市が行うべき仕事ではないですか？

A 15 : 市民の安全・安心を守るため市も全力で支援にあたりますが、災害時の迅速な対応には限界があり、**過去の大災害の教訓から、地域の防災力を高め近隣の支援の輪を広げることが有効であることが明らかになっています**。

このため、平常時からの地域での避難支援の取り組みが必要と考えています。

Q 16 : 避難支援等関係者や協力員の責任は？

A 16 : 災害時は、避難支援等関係者や協力員の方も、まずは自身や家族の安全を確保した上で、**可能な範囲で支援をお願いするものです**。

支援ができないことで、**責任を負うものではありません**。

Q 17 : 地域で検討会や説明会を行いたいときはどうしたらよいですか？

A 17 : 市と市社会福祉協議会の職員が、制度や取り組みの推進等についてご説明させていただきます。

参加者や内容、日程調整などのため、**事前に市社会福祉課（社会福祉係）または、市社会福祉協議会（セーフティネットワーク事業担当）までご連絡ください**。

Q 18 : 避難行動要支援者の方へはどのような説明をしたらよいですか？

A 18 : **災害時の支援のため、市から提供を受けた避難行動要支援者名簿（同意者名簿）を基に訪問等の活動を行っていることを伝えてください**。

さらに、支援が必要な内容や支援者の状況などを**可能な範囲で聞き取って、個別避難計画の作成や地域での支援内容の検討を進めていただくようお願いします**。

Q 19：「協力員」が決められません

A 19：「協力員」の決定にあたっては、支援の内容等に応じて決定することとなりますが、要支援者本人との話し合いの上でも決まらない場合は、個人ではなく**組や班単位などのグループ単位で支援を検討**することも可能です。

また、地域では**面識がない方や専門機関での対応が必要な場合は、市社会福祉協議会（セーフティネットワーク事業担当）**まで、情報提供をお願いします。市や専門機関と連携して支援方法を検討します。

Q 20：個別避難計画を作成したらどうすればよいですか？

A 20：新規作成や情報更新を行った個別避難計画は、本人と避難支援等関係者で**それぞれが保管**してください（本人の保管には**救急医療情報キット**をご活用ください）。

また、情報管理のため、**1部を市社会福祉協議会（セーフティネットワーク事業担当）へご提出**ください。提出いただいた個別避難計画は、情報を取りまとめ、避難行動要支援者名簿の更新にあわせて他の避難支援等関係者へ提供します。

【災害時の支援について】

Q 21：障がい者や難病患者など専門的な支援が必要な方には、どうすればよいですか？

A 21：専門的な対応が必要となる場合は、ご本人やご家族が**平素から必要な備え**（機器や医薬品の備蓄、医療機関等との連絡方法の確認等）を行うことも重要です。本人や家族での対応が難しい場合は、**市の担当者や民間の支援員などの専門機関の職員等と相談・連携しながら可能な範囲で支援**をお願いします。

Q 22：災害時の避難に関する情報はどのようなものがありますか？

A 22：避難の緊急度に応じて出される**避難情報**（「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」）や**気象警報**（「注意報」、「警報」、「特別警報」）等があります。

情報の種類について理解を深めておくとともに、個別避難計画の作成を通じて情報の伝達手段について確認しておくことも重要です。

Q 23：どこへ避難したらよいですか？

A 23：自宅に被害がなければ、**自宅に留まる**ことも可能です。特に「夜間や洪水など避難に危険が伴うと判断された場合には、家の2階以上に避難する」など、**災害の状況に応じた避難**が必要です。

市が作成した防災マップなどを参考に、平常時から近隣の避難場所、避難所、また避難経路についてできるだけ複数検討しておいてください。

また、集会所等を地域の一時避難場所に決めて、地域で安否確認を行っている場合もあります。事前に住んでいる地域の方で話し合っておくことも大切です。

Q 24：避難支援等関係者や協力員では対応が困難な場合は？

A 24：市の災害対策本部で消防、警察、自衛隊等による支援を検討します。

電話、FAX、防災行政無線などの情報伝達手段を活用し、市災害対策本部又は近隣の防災関係機関へ支援が必要な情報を伝えてください。

Q 25：避難した後はどう対応したらよいですか？

A 25：避難所にいる避難所運営職員や運営委員へ配慮すべき事項等を引き継いでください。

可能であれば、要支援者の避難所における生活支援にもご協力をお願いします。

また、地域で確認した安否確認情報は、災害対策本部へ情報提供をお願いします。

【その他】

Q 26：避難行動要支援者の支援を行う場合に補助金等がありますか？

A 26：この事業に対する補助金等の支給はありません。

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の管理や印刷は市及び市のセーフティネット事業委託先である市社会福祉協議会が行い提供します。

また、自主防災組織の活動として取り組まれる場合には、市の自主防災組織育成事業補助金の活用が考えられます。

Q 27：既に自主的に避難行動要支援者を把握し支援する取り組みをすすめています、内容を変更する必要がありますか？

A 27：地域で先行する既存の取り組みを否定するものではありません。既存の取り組みを更に進めるため、避難行動要支援者名簿をご活用ください。

Q 28：広く一般の市民に制度に関するPRはしていますか？

A 28：市の広報誌やホームページで制度を周知するため広報をしています。

また、避難行動要支援者の家族会や支援者団体などの会合を通じて、本制度の説明を行っておりますが、今後も、様々な場で制度の周知を進めていきます。

2. 「救急医療情報キット」とは

万一の救急時に安心・安全を確保する目的で「救急医療情報キット」を配布します。
かかりつけ医や持病などの救急情報を入れた容器を自宅冷蔵庫に保管し、もしもの時の救急活動に活かします。



【キット内容】

- ・保管容器・・・「医療情報記録用紙」やその他救急医療情報を入れる容器
- ・パンフレット
- ・医療情報記録用紙・・・救急情報、医療情報、緊急連絡先などを記入する用紙
- ・ステッカー（シール式）・・・玄関ドアの内側に貼付
- ・ステッカー（マグネット式）・・・キットの入った冷蔵庫ドアの表側に貼付（蓄光式）

自宅で体調が悪くなり救急車を呼んだ時に、本人が伝えることができなくても、救急隊員がキットの情報を確認することで適切で迅速な対応ができます。

【活用の流れ】

1. 救急通報（救急車到着）
2. キットの発見・確認（救急隊員がキットから持病や服薬品、緊急連絡先などを確認）
3. 搬送（可能ならかかりつけ医療機関へ、または他の救急病院へ搬送）

災害時の個別避難計画の保管にも活用できますので、所有されていない方は市役所社会福祉課、川内支所又は市社会福祉協議会で申請してください。

救急医療情報キット配布申請書兼配布者名簿

年 月 日

(宛先)

東 温 市 長

救急医療情報キットの配布を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 者	住 所		電話番号	
	(ふりが な) 氏 名		対象者との 続柄	
配布対象者	住 所		電話番号	
	(ふりが な) 氏 名		生年月日	年 月 日
区 分	<p>該当する番号に○をしてください。</p> <p>1 65歳以上の高齢者が属する世帯</p> <p>2 心身に障がい等のある者が属する世帯</p> <p>3 小学校6年生以下の者が属する世帯</p> <p>4 健康上の不安を抱えている者が属する世帯</p> <p>5 その他 ()</p>			
<p>キットを利用されるに当たって、次のことをご了承ください。</p> <p>1 救急活動において、救急隊が不要と判断したとき又は搬送に急を要するときは、キットを活用しない場合があること。</p> <p>2 ステッカーは冷蔵庫の扉へ貼ること。</p> <p>3 所定の位置にステッカーが貼られていなかったり、所定の場所にキットを保管していなかったときは、キットを活用されない場合があること。</p> <p>4 かかりつけ医療機関があっても、他の病院に救急搬送される場合があること。</p> <p>5 医療情報記録用紙に救急隊員への伝言を記載されても、必ずしも実行されるとは限らないこと。</p> <p>6 キットは善良な管理者の注意をもって保管するとともに、譲渡したり、貸し付けたりしないこと。</p>				

確認者	申請結果	却下理由	世帯主名
	決定 ・ 却下		

3. ヘルプカードとヘルプマーク

ヘルプカードについて

「^{てだす}手助けがほしい人」と「^{てだす}手助けをしたい人」をつなぐ

ヘルプカード ができました！！



? ヘルプカードって何ですか?

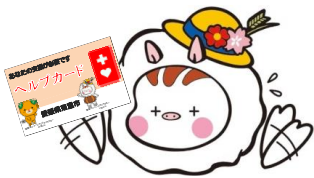
ヘルプカードとは、^{しょうがい}障害のあるひとが^{がいしゅつじ}外出時に^{こま}困りごとにあつたとき、まわりのひとへ^{ていじ}提示することにより^{てだす}手助けが必要であるという^{いし}意思を伝えるとともに、あらかじめ^{てだす}手助けが必要なが^{ひつよう}らや^{れんらくさき}連絡先を^{きにゅう}記入しておくことで、まわりのひとが^{てきせつ}適切な^{たいおう}対応を^{おこな}行いやすくするためのものです。



? どんなときに使うのですか?

例えば・・・

- ^{さいがいじ}災害時の^{ひなん}避難のとき：ヘルプカードをまわりのひとに見せ、^{あんぜん}安全に^{ひなん}避難できるように^{きょうりよく}協力を^{ねが}お願いします。
- ^{ぱんく}パニックや^{はつさく}発作、^{きゅう}急に^{たいらよう}体調が悪くなつたとき：ヘルプカードをまわりのひとが^{かくにん}確認し、^{てきせつ}適切な^{たいおう}対応を行つたり、^{れんらくさき}連絡先に^{れんらく}連絡を^ししたりします。



? どこでもらえるのですか?

^{きぼう}希望するひとは^{とうおん}東温市役所^{しやくしょ}社会福祉課^{くし}窓口や^{かまどぐち}川内支所でもらえます。
また、^{しやくしょ}市役所ホームページより^{データ}データを^{ダウンロード}ダウンロードもできます。



か
?どんなことを書けばいいのですか?

きにゅうれい きんこう
記入例を参考にしてください。

きにゅうれい
<記入例>



あなたの支援が必要です

ヘルプカード

愛媛県東温市

愛媛県イメージキャラクター みぎやん

東温市イメージキャラクター いのどん

【私の医療情報】

障害や病気の名称と特ちょう	視覚障害、じん臓機能障害
飲んでいる薬	××/朝1錠、□□/毎食後2錠
アレルギー等	卵が食べられない
かかりつけ医療機関	機関名：△△病院（○×科） 電話番号：089-964-□□○○（主治医：愛媛三郎）

平成 年 月 日 記入

ふりがな	とうおん たろう		
名前	東温 太郎		
住所	東温市見奈良530番地1		
生年月日 (年齢)	平成10年1月1日 (18才)	性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	血液型 O型 <input checked="" type="radio"/> Rh+

お願いしたいこと

- 目が不自由です。
何が起きているのか教えてください。
移動するときに誘導してください。
周りの状況や掲示を教えてください。

緊急連絡先①： 東温 一郎（父）
電話番号： 089-964-0000
呼んでほしい人の名前： _____

緊急連絡先②： 東温 花子（母）
電話番号： 090-1111-XXXX
呼んでほしい人の名前： _____

緊急連絡先③： 重信 _____
電話番号： _____
呼んでほしい人の名前： _____

連絡先⇒相手の了承を得てから書き込みましょう

このカードの中に
お願いしたいことが書いてあります。
中を開いて見てください。



東温市イメージキャラクター いのどん

りようにあたってのねがごと
<利用にあたってのお願いごと>

- ヘルプカードの情報は変更があれば新しくするようしましょう。
- 個人情報を含みますので、取扱いには十分に注意しましょう。

とうおん しやくしょ しゃくふいふくしか しょう ぶくしがかり
東温市役所 社会福祉課 障がい福祉係 TEL 089-964-4406 FAX 089-964-4446

ヘルプマークについて

(1) 目的

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

ヘルプマークを持つことで「支援や配慮を必要としていること知らせる効果」と、それを見た方に「支援や配慮を促す効果」があります。

(2) 対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

(3) 使用方法

①着用方法

ストラップを利用して、鞆等に付けて使用します。

常時着けていただくことも、必要に応じて着けていただくこともできます。

※ストラップがドアに挟まれないよう、
注意してください。

※無くさないように注意してください。



②附属のシールについて

必要に応じて、マークの片面に附属のシールを貼ることができます。

シールには、ヘルプマークの利用者が、周囲に伝えたい情報や必要とする支援内容を記入することができます。

(例) 私の名前と電話番号、血液型、薬について、緊急連絡先の名前と電話番号、かかりつけ医、〇〇してください、〇〇が苦手です 等

(4) 得られる配慮の例

- ① 電車・バス等、公共交通機関での優先座席の利用
- ② 駅や商業施設等で、声をかけてもらうなどの配慮
- ③ 災害時に、安全に避難するための配慮



4. 関係連絡先・参考資料

【関係連絡先一覧】

問い合わせ内容	担当	電話番号
避難行動要支援者支援制度全般に関する こと 民生児童委員・障がい者に関する こと	社会福祉課	964-4406
高齢者・介護保険に関する こと	長寿介護課	964-4408
難病に関する こと	健康推進課(総合保健福祉センター)	964-4407
防災対策全般に関する こと	危機管理課	964-4483
区・組に関する こと	総務課	964-4400
救急・消防に関する こと	東温市消防本部	964-5210
地域支援体制(セーフティネットワーク)に関する こと 避難行動要支援者名簿・個別避難計画に関する こと	東温市社会福祉協議会 (総合保健福祉センター)	955-5535

【参考資料一覧】

資料名	担当課	URL
東温市避難行動要支援者支援 プラン	市社会福祉課	https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/8/2077.html
東温市地域防災計画	市危機管理課	https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/5/2065.html
東温市避難勧告等の判断・伝達 マニュアル	市危機管理課	https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/5/2159.html
指定緊急避難場所・指定避難所 一覧	市危機管理課	https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/5/1399.html
避難所運営マニュアル	市危機管理課	https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/5/2160.html
福祉避難所設置運営マニュアル	市社会福祉課	https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/8/2173.html
東温市防災マップ	市危機管理課	https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/5/2008.html
とうおんメール	市企画政策課	https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/7/8159.html
愛媛県防災メール	県 防災危機管理課	http://www.pref.ehime.jp/bosai/bosaimail.html

5. 様式

東温市避難行動要支援者名簿

NO	氏名 カナ	性別 生年月日 年 月 日 年齢	申請区分:		電話番号2	住所	支援を必要とする理由						個別 計画	情報登録日 情報更新日	
			電話番号1	FAX			高齢	介護	身体	精神	療育	難病			要援護 その他
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

出力順:

地区:

年 月 日

東温市避難行動要支援者名簿等受領書兼誓約書

(宛先)

東 温 市 長

私は、東温市避難行動要支援者支援プラン及び裏面の趣旨をよく理解し、個人情報の保護に関する法律を遵守します。

また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を適切に保管・管理し、該当する避難行動要支援者のため、有効に利用します。

なお、記載された個人情報の取り扱いについては、漏えい等の事故のないように適切に管理します。

地区名又は団体名	
受領者住所	
受領者氏名	

個人情報の管理について

市が提供する避難行動要支援者名簿等には、自分が住んでいる地域での避難支援を受けるため、避難支援等関係者へ自分の個人情報を提供することに同意した方の情報が掲載されています。

そのため、避難行動要支援者支援制度を行うにあたっては、個人情報を適切に扱うことが必須となりますので、個人情報の扱いは各自で責任を持って行ってください。

もし、個人情報が、悪質な名簿業者に渡ると、「振り込め詐欺」などの犯罪により、被害を受ける可能性があります。特に、本制度の対象者である高齢者や障がいのある方などは、悪質業者の被害者となりやすい方と考えられ、被害を受ける危険性も高くなります。

また、個人情報の漏えいは、避難行動要支援者や避難支援者など、制度に関わる皆さんに大きな精神的苦痛や経済損失を与えるだけでなく、地域における信頼関係も損なわれてしまいます。

そのため、避難行動要支援者の情報は、次のとおり慎重に管理してください。

守 秘 義 務	<ul style="list-style-type: none">□ 制度を実施する地域の支援者には守秘義務が課されます。守秘義務とは、制度に関して、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に絶対に漏らさないことです。なお、自分が支援の担当ではなくなった後や、今後この制度において当該情報を利用しなくなった後も同様です。
管 理 方 法	<ul style="list-style-type: none">□ 避難行動要支援者名簿の保管場所を定めるとともに、原則として施錠可能な場所で、厳重に管理してください。□ 避難行動要支援者名簿の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぐよう、その扱いには細心の注意を払ってください。□ 必要以上の複製・複写は禁止します。複製・複写する場合は、部数等を把握し、名簿の受領者や保管者の管理を行い、管理者ごとに市に必ず「避難行動要支援者名簿等受領書兼誓約書」を提出してください。
引 継 ぎ と 更 新 について	<ul style="list-style-type: none">□ 管理者が変わる場合は、取扱方法等について確実に引継ぎを行っていただき、市に必ず「避難行動要支援者名簿等受領書兼誓約書」を提出してください。□ 市が提供する避難行動要支援者名簿は、名簿の更新時には、全て市に返却していただきます。

東温市避難行動要支援者登録削除・変更届

(宛先)

東温市長

次の通り、東温市避難行動要支援者名簿の登録を(削除・変更)したいので届け出ます。

年 月 日

(削除届)

ふりがな		性別	男 ・ 女
氏名			
生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 年 月 日 (歳)		
名簿に登録されている住所	東温市	電話番号	
登録削除の理由	<input type="checkbox"/> 市外への転出 <input type="checkbox"/> 登録者の死亡 <input type="checkbox"/> 施設・病院等への長期入所・入院 <input type="checkbox"/> その他()		
代理人	ふりがな		続柄
	氏名		
	住所	連絡先	
(変更届)			
ふりがな		性別	男 ・ 女
氏名			
名簿に登録されている住所	東温市	電話番号	
生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 年 月 日 (歳)		
変更項目			

東温市避難行動要支援者 個別避難計画

■情報登録日:

■情報更新日:

No.

フリガナ 氏名		性別		写真			
生年月日		歳	血液型				型
住所	〒						
行政区	(組)	対象区分					
電 話		携 帯					
FAX		メー ル					
世帯構成	①	続柄()	④	続柄()			
	②	続柄()	⑤	続柄()			
	③	続柄()	⑥	続柄()			
避難場所	①	避難所	①	□風水害 □地震			
	②		②	□風水害 □地震			
避難時に 支援が 必要な 内容	(あてはまるものすべてに☑をつけてください) <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞こえにくい) <input type="checkbox"/> ものが見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険かどうか判断できない <input type="checkbox"/> その他 ()						
緊急時の 連絡先	①	氏名	続柄()	電話	FAX		
		住所		携帯	メール		
	②	氏名	続柄()	電話	FAX		
		住所		携帯	メール		
民生児童委員	氏名		電話				
協力員	①	氏名		電話	FAX		
		住所		携帯	メール		
		(支援内容等)					
	②	氏名		電話	FAX		
		住所		携帯	メール		
		(支援内容等)					
関係機器 設置状況	<input type="checkbox"/> 救急医療情報キット <input type="checkbox"/> 緊急通報装置 <input type="checkbox"/> その他()						

支援事業所		電話	
利用サービス			

かかりつけ 医療機関①		電話		治療中 疾患	
	(備考)				
かかりつけ 医療機関②		電話		治療中 疾患	
	(備考)				
お薬手帳	有 ・ 無				
その他 留意事項					

過去の訪問日①		訪問者	
過去の訪問日②		訪問者	

特記事項	
------	--

私は、上記事項を個別計画として登録し、災害時の避難支援のため、地域の避難支援等関係者(区・自主防災会、民生児童委員、消防団、警察、社会福祉協議会、市役所、消防)へ情報提供がされることに同意します。

※但し、この登録により、災害時に必ずしも避難支援がされることが約束されるものではありません

年 月 日

本人氏名 _____

代理者氏名 _____



東温市 市民福祉部 社会福祉課

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

TEL 089-964-2001(代表)

089-964-4406(課直通)